

八尾市雇用促進・定着支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用失業情勢に厳しさがみられる中、市民の雇用機会の創出と定着促進及び市内事業所の人材確保を図るため、求職者を雇い入れ、一定期間雇用した事業主（法人及び個人事業主等）に対し、予算の範囲内において八尾市雇用促進・定着支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業主とする。

(1) 本市の区域内に事業所を有すること。

(2) 対象労働者を次のいずれにも該当する条件等で雇い入れること。

ア 八尾市無料職業紹介所及び公共職業安定所の職業紹介を通じて対象労働者を雇い入れること。

イ 令和3年4月1日から同年9月30日までの間に雇い入れること。

ウ 雇用期間の定めがないこと。もしくは定めがある場合は原則的に更新されることが明確にされていること。

エ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

オ 主たる勤務地が本市の区域内であること。

カ 対象労働者が雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

キ 労働関係法令等を遵守した雇用条件により雇い入れ、かつ、社会保険等に適切に加入させていること。

(3) 雇入日から3カ月継続して雇用し、かつ支給申請を行う日までの間、継続して雇用していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としなない。

(1) 市税の滞納がある者又は必要な申告を行っていないこと。

(2) 国、地方公共団体、宗教上の組織又は団体、政党その他の政治団体。

(3) 国、地方公共団体が出資による権利を有していること。

(4) 暴力団等反社会的勢力の構成員又は当該構成員と関係を有すること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種を営む者のうち、対象労働者を接待業務等に従事させる者。

(6) 対象労働者との雇用契約締結日より過去1年の間に、当該対象労働者を雇

- 用していた者と、資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者。
- (7) 対象労働者との雇用契約締結日より過去1年の間に、当該対象労働者を雇用していた者。
 - (8) 対象労働者が、雇い入れ事業所の事業主又は取締役等の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）であること。
 - (9) 他の地方自治体における類似の制度による支援金（補助金、奨励金等名称を問わない）の支給を受けている者又は受ける予定のある者。
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、支援金を支給することが適当でないと市長が認める者。

（対象労働者）

第3条 支援金の支給を受けようとする事業主に新たに雇い入れされた日から支援金の支給申請日までの期間において、継続して本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者とする。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、対象労働者を雇い入れた後、実際に支給された3カ月分の賃金の合計の2分の1とする。但し、正規雇用労働者として雇い入れた場合は40万円、非正規雇用労働者として雇い入れた場合は20万円を支援金の上限額とする。

ここでいう正規雇用労働者とは、雇用期間に定めがなく、原則フルタイムで雇用される等、事業所内においていわゆる「正社員」とされる者を指し、非正規雇用労働者とは、雇用期間に定めがある、所定労働時間が短い等、正規雇用労働者と異なる雇用形態で雇用される者を指す。

なお、雇い入れた日が賃金締切日の翌日でない場合は、雇い入れ後2回目の賃金締切日分から3カ月分の賃金合計額を支給額の算定根拠とすることも可能とするが、この場合においても、第2条第1項（3）及び第3条の要件を満たす必要がある。

また、支援金の額を算出するにあたり1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円未満を切り上げて支給する。

2 同一事業主に対する支給の対象となる労働者数は5人を上限とする。

（支給申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、八尾市雇用促進・定着支援金支給申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類の写し等を添えて、支援金算定の対象となる賃金を支払った日の翌日から令和4年2月28日までの間に申請しなければならない。

- (1) 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の八尾市内に事業所を有す

ることが確認できる書類

- (2) 公共職業安定所の紹介状（※八尾市無料職業紹介所を通じた紹介の場合は不要）
- (3) 労働条件通知書等の労働条件が確認できる書類
- (4) 出勤簿又はタイムカード（※雇入れ後から支給申請日の前日分までの全て）
- (5) 賃金台帳（※雇入れ後から支給申請日の直近の賃金支払い分までの全て）
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主控）
- (7) 対象労働者の住所が確認できる書類（運転免許証（表・裏）、マイナンバーカード、住民票等）
- (8) 八尾市市税証明書（滞納のない証明書）
- (9) 振込先通帳（法人名義、個人事業主名義等）の写し等の振込先が確認できる書類
- (10) 前号に掲げるもののほか、支給要件を満たしているかを確認するために必要な書類
- (11) 八尾市雇用促進・定着支援金 利用事業主アンケート

2 第1項に記載する申請書等については、八尾市魅力創造部労働支援課へ郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送する場合は「レターパックライト」を用いることとし、申請期限である令和4年2月28日の当日消印を有効とする。

3 同一事業主が対象労働者複数名分の申請を行う場合は、第1項に記載する申請書等は対象労働者毎に提出すること。

4 第1項（8）については、本市に納税しており、八尾市雇用促進・定着支援金支給申請書兼誓約書（様式第1号）の3「市税の納税状況を照会するにあたっての同意等」に同意した場合は、添付を省略できる。

（支援金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による支援金の支給申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金を支給するものとする。

2 第1項の審査の結果、支援金を支給することを決定した際は、八尾市雇用促進・定着支援金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、支援金を支給しないことを決定した際は、八尾市雇用促進・定着支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 第1項の審査にあたり生じた疑義について、八尾市からの照会后1カ月以

内に回答がない場合又は疑義が解消できない場合は支援金を支給しないものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給要件に適合しない事実が認められたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (3) 法令又は市長の処分に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給決定の取消し又は支援金の返還が必要であると判断したとき。

(不正受給等への対応)

第8条 市長は、第7条の規定に基づき支給決定を取り消した場合において、すでに支援金が支給されているときは、期日を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により支援金の返還を命じられた者（ただし、第9条の規定により、届出を行った者を除く。）は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた支援金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により支援金の返還を命じられた者は、これを返還期日までに納付しなかったときは、当該返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(届出義務)

第9条 第6条の規定による支援金の支給決定の通知を受けた者が、第2条第1項第1号から第3号のいずれかの要件を満たしていないこと、あるいは第2条第2項第1号から第10号のいずれかに該当していることが明らかとなったときは、八尾市雇用促進・定着支援金受給資格喪失届出書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対し調査等を実施することとし、支給決定者及び対象労働者は調査等に応じなければならない。

- 2 前項の調査に応じない場合は、第7条の規定に基づき支給決定の取消しを

行うことができる。

(書類の保存等)

第11条 支援金の支給を受けた事業主は、当該支援金の支給に関する書類を整備するとともに、支援金の支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。